九五四番二五　十二号
九五一番一　十三号から二十三号まで及び三十三号から四十二号まで
九五一番一　二十四号
地先道路敷
九五二番　二十五号から二十八号まで、三十一号及び三十二号
九五三番一三　二十九号及び三十号
九五四番二三　四十四号
地先道路敷
九五三番一　四十五号及び四十七号
九五三番一二　四十六号
九六五番一〇　四十八号から五十一号まで
地先道路敷

○国土交通省告示第四百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小峠川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市但東町奥赤

字大峠　六二番九
六二番二
六二番四二
六二番四五
六二番一
六二番七
六二番六
六二番五
六二番三八
六二番七四
四〇五番一
四〇四番三
四〇七番一
字成田
字小峠

一号から三号まで、九十四号及び九十五号
四号から八号まで及び五十一号から五十六号まで
九号から十一号まで
十二号から十五号まで
十六号から五十号まで
五十七号から六十号まで
六十一号及び六十二号
六十三号から六十八号まで
六十九号及び七十号
七十一号及び七十二号
七十三号から七十九号まで
八十号から八十七号まで
八十八号から九十三号まで

㈡㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

百合地南川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市百合地

字向フ山　一二一四番　一号から四号まで
一二一三番　五号から七号まで
一二一二番　八号から十五号まで
一二一〇番　十六号
一二〇五番　三十二号から三十六号まで及び四十号から四十二号まで
一三一一番　三十七号から三十九号まで
一三一五番　四十三号から四十七号まで

字切立　十八号から二十三号まで
一二七四番　二十四号及び二十五号
地先道路敷　二十六号から二十八号まで
一二七四番　二十九号から三十一号まで
一二七七番
一二八七番

字シギ谷　一二八九番

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下塚川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県朝来市生野町円山の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 10′ 31.2506″	134° 47′ 27.7048″
2	35° 10′ 31.1418″	134° 47′ 28.0641″
3	35° 10′ 30.9906″	134° 47′ 29.7156″
4	35° 10′ 30.9787″	134° 47′ 29.9087″
5	35° 10′ 30.9879″	134° 47′ 30.0702″
6	35° 10′ 30.9248″	134° 47′ 29.9977″
7	35° 10′ 30.7808″	134° 47′ 29.6380″
8	35° 10′ 29.5747″	134° 47′ 27.7231″
9	35° 10′ 29.2710″	134° 47′ 27.1199″
10	35° 10′ 28.9252″	134° 47′ 26.3970″
11	35° 10′ 29.4637″	134° 47′ 24.1315″
12	35° 10′ 30.5118″	134° 47′ 20.2539″
13	35° 10′ 31.2511″	134° 47′ 18.6046″
14	35° 10′ 31.5189″	134° 47′ 18.7101″
15	35° 10′ 32.0864″	134° 47′ 26.0139″
16	35° 10′ 31.6812″	134° 47′ 27.4788″
17	35° 10′ 31.5617″	134° 47′ 27.6914″

○国土交通省告示第四百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

コウジンバライエノウエ

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日野町上菅

字坂口道上エ　一〇七〇番一　一号
地先水路敷
字山ノ神ノ上エ　一〇五五番　二号及び六号
地先道路敷
字田ノ埒谷　一〇五二番八　三号
一〇五二番五　四号
字荒神原家ノ上　一一七六番一　五号
字坂口道下タ　一一〇〇番一　七号
地先水路敷

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川尻川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千二百十七号で指定した小川尻川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県日野郡日野町小原

字流田　八六五番　一号及び四号
地先河川敷
八六五番　二号
八六四番　三号
字一ノ谷　六六一番一　五号
地先河川敷
六六一番一　六号
九〇八番　七号
地先河川敷

○国土交通省告示第四百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上鶴川左支川五

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県上益城郡山都町大字田小野の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 45′ 04.7473″	130° 58′ 19.2626″
2	32° 45′ 06.0788″	130° 58′ 18.8454″
3	32° 45′ 08.1264″	130° 58′ 20.3646″
4	32° 45′ 11.2207″	130° 58′ 21.1496″
5	32° 45′ 12.3385″	130° 58′ 22.2100″
6	32° 45′ 14.3230″	130° 58′ 23.3943″
7	32° 45′ 13.8043″	130° 58′ 24.2777″
8	32° 45′ 11.5541″	130° 58′ 23.4347″
9	32° 45′ 10.2748″	130° 58′ 22.5248″
10	32° 45′ 07.5071″	130° 58′ 21.8879″
11	32° 45′ 04.7731″	130° 58′ 21.5023″
12	32° 45′ 04.4210″	130° 58′ 19.9268″